附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の規定は、この命令の施行の日以後にする外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等について適用し、同日前にした対内直接投資等については、なお従前の例による。

第三条　この命令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条　この命令による改正後の別紙様式第一及び第二による届出書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第一及び第二による届出書を取り繕い使用することができる。

告　示

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第三条第六項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を次のように定める。

平成二十二年八月三日

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　原口　一博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する外国投資家（イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものにより実質的に支配されているものに限る。以下「イラン関係者」という。）により行われる、次に掲げる行為

イ　法第二十六条第二項第一号及び第三号に該当する行為のうち、会社（核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件（平成二十二年八月外務省告示第三百六十一号）で定めるものをいう。以下「イランによる投資禁止業種」という。）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の取得

ロ　イランによる投資禁止業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十項に規定する株式への一任運用をいう。）であって、同条第九項第三号イ及びロに掲げる要件を満たすもの

二　法第二十六条第二項第二号に該当する行為のうち、非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（イランによる投資禁止業種に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分のイラン関係者に対する譲渡

○外務省告示第三百六十号

国際連合安全保障理事会決議第千九百二十九号（平成二十二年外務省告示第三百五十六号）に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成十九年外務省告示第九十三号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年八月三日

外務大臣　岡田　克也

平成十九年外務省告示第九十三号の別表に、次のとおり追加する。

40団体

36. アミーン・インダストリアル・コンプレックス（別称：アミーン・インダストリアル・コンパウンド，アミーン・インダストリアル・カンパニー）
Amin Industrial Complex (A.K.A.: Amin Industrial Compound and Amin Industrial Company)
所在地：P.O. Box 91735-549, Mashad, Iran; Amin Industrial Estate, Khalage Rd., Seyedi District, Mashad, Iran; Kaveh Complex, Khalaj Rd., Seyedi St., Mashad, Iran
その他の情報：アミーン・インダストリアル・コンプレックスは、原子力研究及び操業・生産施設において使用される温度制御装置を入手しようとした。アミーン・インダストリアル・コンプレックスは、決議第千七百三十七号（二千六年）で指定された防衛産業機構（ＤＩＯ）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

37. アーマメント・インダストリーズ・グループ
Armament Industries Group
所在地：Sepah Islam Road, Karaj Special Road Km 10, Iran; Pasdaran Ave., P.O. Box 19585／777, Tehran, Iran
その他の情報：アーマメント・インダストリーズ・グループ（ＡＩＧ）は、種々の小型武器（大口径及び中口径銃並びに関連技術を含む。）を製造及び提供している。ＡＩＧは、ハディード・インダストリー・コンプレックスを通じ、その多くの調達活動を実施している。

38. ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター
Defense Technology and Science Research Center
所在地：Pasdaran Ave, PO Box 19585／777, Tehran, Iran
その他の情報：ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター（ＤＴＳＲＣ）は、イランの国防研究及び開発、生産、維持、輸出及び調達を監督しているイラン国防軍需省（ＭＯＤＡＦＬ）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

39. ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー
Doostan International Company
その他の情報：ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー（ＤＩＣＯ）は、イランの弾道ミサイル計画に設備を供給している。

40. ファラーサーフト・インダストリーズ
Farasakht Industries
所在地：P.O. Box 83145-311, Kilometer 28, Esfahan-Tehran Freeway, Shahin Shahr, Esfahan, Iran
その他の情報：ファラーサーフト・インダストリーズは、ＭＯＤＡＦＬにより所有又は管理されているイラン・エアークラフト・マニュファクチュアリング・カンパニーにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。